

り利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるように、ケアマネジメント体制の充実を図ります。

取り組み②

地域のニーズに対応したサービス基盤の整備



© tsukumi city

市民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスのみならず、施設・居住系サービス基盤の整備を図るとともに、居住地区によるサービス利用格差の解消に努めます。

【地域住民】

▼地域における助け合いにより、お互いの在宅生活を支え合うとともに、休校・廃校となった学校の跡地等を利用した、地域主導・住民主体の地域密着型サービスを検討します。

【福祉事業者等】

▼小規模多機能型サービスの提供など、地域の利用者ニーズに沿ったサービス提供のあり方を検討し、地域団体や組織との連携も図りながら、

その実現に努めます。

【社会福祉協議会】

▼地域団体や組織との連携を通じて、地域のサービスニーズと既存のサービスの間隙を埋める、新しいサービスのコーディネートに努めます。

【市(行政)】

▼住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、小規模多機能型サービス提供を促進するとともに、多様なサービス主体の参入促進を図ります。

▼老人ホーム・グループホーム・ケアハウス・福祉ホーム・小規模特養・小規模多機能型など、多様な施設形態の中から、地域の状況に照らし、既存施設の増床も含め、最も有効かつ効率的な施設整備を計画的に推進します。

▼医師会との協力のもと、介護施設や病院の待機者解消を目的とした、福祉と医療が連携した療養型施設の整備を検討します。

▼公共交通の見直しをして利便性の向上を図り、居住地区によるサービス利用格差の解消に努めます。

取り組み③

適正なサービスの利用の促進



© tsukumi city

成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

【地域住民】

▼サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報の共有化を図ります。

【福祉事業者等】

▼事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。

▼入所契約時の事前説明など、契約当事者としての説明責任を果たします。

▼苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置など、事業者

内での苦情解決体制の整備を進めます。

▼施設の見学会を開催したり、施設のイベントや行事に地域住民を招待したりしながら情報発信を行い、サービスの利用促進を図ります。

【社会福祉協議会】

▼日常生活自立支援事業への理解が深まり、必要な人が必要な支援を受けられるよう、市民への広報啓発を行い、事業の利用につなげていきます。

【市(行政)】

▼事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促していきます。

▼成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決のしくみの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

▼分野別事業者間の意見交換や情報交換を行う連絡協議会を定期的に開催します。